

## その他重要事項

- 入札に際してはあらかじめ公売財産を確認してください。
- 入札書等の提出方法は、入札箱を設置しているコザ県税事務所で直接提出するか、郵送による提出となります。
- 公売保証金の提供方法は、公売保証金の金額を市の指定した会計管理者の口座に振込む方法により納付してください。
- 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。
- 一度提出した入札書は引換、変更又は取消しをすることができません。
- 公売財産について権利移転及び危険負担移転の時期は買受代金完納の時とします。

ただし、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない場合は、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。なお、買受代金納付後(農地等については、許可または届出の受理があったとき)に生じた財産のき損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。市は、公売財産の引き渡しの義務は負いませんので注意してください。

- 公売財産の権利の移転につき登録を要するものについては、買受人は、買受代金納付の際に登録免許税額に相当する印紙若しくは納付の領収証書(登録免許税法第23条)を提出してください。
- 買受人が買受代金を納付する時まで滞納税金完納の事実が証明されたとき又は買受代金納付後でも公売を取り消すべき理由があるときは公売を取り消します。
- 買受代金を納付しないときは、公売保証金をお返しすることはできません。
- 開札の結果、最高価申込者が2名以上ある場合には、その入札者の間で追加入札を期間入札の方法で行います。

- 追加入札の入札期間等は次のとおりとなります。

追加入札の入札期間及び場所:令和元年11月13日(水)～11月15日(金)

※各日の午前10時00分から午後4時00分まで

南城市役所(税務課)

開札日時及び場所 :令和元年11月20日(水)午前10時00分

南城市役所(2階会議室215)

売却決定の日時及び場所 :令和元年11月27日(水)午前10時00分

南城市役所(税務課)

買受代金納付期限及び場所 :令和元年11月27日(水)午後2時00分

南城市役所(税務課)

●次順位買受申込制度があります。なお、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。次順位による買受けの申込みは、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行いますので、次順位による買受けの申込みを希望する方は入札書にて希望の有無を示してください。なお、次順位買受申込者が2名以上いるときはくじで決定します。

- 地積等は公簿表示によります。

- 境界については隣接所有者と協議してください。

- 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。